

農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用許諾要領

制定：平成19年6月1日19国際第251号
農林水産省輸出・国際局長
改正：令和8年2月17日7輸国第4224号

「農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク（以下「マーク」という。）」に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の消費者にアピールすることを目的として定められたマークの適正な使用を確保するため、この使用基準を定める。

2. マークの使用申請及び許諾

- (1) マークの使用を希望する者は、様式1により申請書を作成し、14. の提出先に電子メールで提出することにより、マークの使用の申請をするものとする。
- (2) 農林水産省輸出・国際局輸出企画課長（以下「輸出企画課長」という。）は、申請書の内容を審査し、本要領に適合すると認めた場合は使用を許諾することとし、(1)の申請をした者に対し、様式2により、使用許諾証を発行する。
- (3) 輸出企画課長は、許諾に当たって必要に応じ条件をつけることができる。
- (4) 本要領の改正以前にマークの使用の許諾を受けた者及び使用の登録をした者は、本要領（2の規定を除く。）を適用することとする。

3. 使用許諾の基準

次のいずれかに該当する場合は、マークの使用を許諾しないものとする。

- (1) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (3) 消費者に誤認を与えるおそれがある場合
- (4) マークの価値を棄損するおそれがある場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と輸出企画課長が認めた場合

4. 図柄等

- (1) マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) マークの使用を輸出企画課長から許諾された者（以下「許諾使用者」という。）は、マークをみだりに改変して使用してはならない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) 許諾使用者は、マーク本体に重ならない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。ただし、書き込む文字を、様式1に明記し、輸出企画課長の許諾を得ることとする。

5. マークの商標権等

- (1) マークの商標権は、農林水産省が所有する。
- (2) マークは、無断で使用することはできない。
- (3) 許諾使用者は、他人にマークの使用権を譲渡してはならない。
- (4) マークと誤認されるものは、使用してはならない。

6. マークの使用条件

マークは、日本産農林水産物・食品であり、かつ、輸出に供される商品、当該商品に係るポスター、チラシ、パンフレット等の広報資材及び許諾使用者である個人又は法人の構成員の名刺（以下「商品等」という。）に使用することができる。ただし、名刺を除き、商品等に許諾使用者を明記しなければならない。

7. マークの使用料

マークの使用料は、無料とする。

8. マークの使用方法

- (1) マークは、シールに印刷し、当該シールを商品等又は商品の包装容器若しくは包装紙に貼り付けて表示することができる。
- (2) マークは、商品等又は商品の包装容器若しくは包装紙に直接印刷して表示することができる。
- (3) マークは、電子媒体により作成されたポスター、チラシ、パンフレット等の広報資材に表示することができる。

9. 許諾使用者の義務

- (1) 許諾使用者は、関係法規を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 許諾使用者は、第三者がマークの商標権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに輸出企画課長に通知するものとする。
- (3) 許諾使用者は、マークに関する第三者との係争、審判、訴訟等について農林水産省輸出・国際局輸出企画課と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は当該許諾使用者が負担するものとする。
- (4) 許諾使用者は、使用するマークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- (5) 許諾使用者は、輸出企画課長から要請があった場合は、様式3を14.の提出先に電子メールにより指定期日までに提出しなければならない。
- (6) 輸出企画課長は、(5)の要請を行った場合において、指定する期日までに許諾使用者による報告がない場合は、10.の措置を順次講ずることができる。

10. マークの不正使用に対する措置

輸出企画課長は、許諾使用者が本要領に違反した場合には、必要に応じて、次の措置を順次講ずることとする。

- 一 警告
- 二 使用許諾の取消し
- 三 社名公表
- 四 訴訟

11. 使用許諾期間

- (1) マークの使用許諾期間は、許諾の日から様式1により申請した数量の使用が終了した日まで又は許諾の日から5年が経過した日までのいずれか短い期間とし、使用許諾期間後に商品等並びに商品の包装容器及び包装紙へ使用することはできない。ただし、使用許諾期間内にマークを印刷したシール、マークを印刷したシールを張り付けて又は直接マークを印刷して表示がされた商品、包装容器若しくは包装紙に限り、使用を認める。
- (2) 使用許諾者は、継続してマークの使用を希望する場合は、2.により新たに申請することができる。

12. 本要領の解釈その他の疑義は、輸出企画課長が決定する。

13. 施行日

本要領は、令和8年2月17日から施行する。

14. 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省輸出・国際局輸出企画課
メールアドレス：ex_statunit@maff.go.jp

附則

1. この要領による改正前の規定に基づき農林水産省食料産業局産業連携課海外展開・輸出促進室長（以下「海外展開・輸出促進室長」という。）が行った行為又はこれらの規定に基づき海外展開・輸出促進室長に対してなされた行為は、改正後の規定に基づき農林水産省食料産業局輸出促進課長（以下「輸出促進課長」という。）が行った行為又は輸出促進課長に対してなされた行

為とみなすこととする。（平成 27 年 10 月 1 日改正）

2. この要領による改正前の規定に基づき輸出促進課長に対して申請、報告その他の手続きを行わなければならない行為で、本要領の施行の日前にその手続きがなされていないものについては、改正後の規定により輸出促進課長に対して申請、報告その他の手続きを行わなければならない行為についてその手続きがなされていないものとみなして、改正後の要領の規定を適用することとする。（令和 3 年 7 月 1 日改正）
3. この要領による改正前の規定に基づき輸出促進課長が行った行為又はこれらの規定に基づき輸出促進課長に対してなされた行為は、令和 3 年 7 月 1 日改正後の規定に基づき輸出企画課長が行った行為又は輸出企画課長に対してなされた行為とみなすこととする。
4. この要領による改正前の規定に基づき輸出企画課長が行った行為又はこれらの規定に基づき輸出企画課長に対してなされた行為は、令和 8 年 2 月 17 日改正後の規定に基づき輸出企画課長が行った行為又は輸出企画課長に対してなされた行為とみなすこととする。ただし、この要領による改正前の規定に基づき許諾を受けた者及び使用の登録をした者については、11.（1）中「許諾の日」とあるのは、「施行日（令和 8 年 2 月 17 日）」と読み替えることとする。

別図

1 マークの大きさ（縦・横の比率） 縦：横＝11：7

2 マークのデザイン、色

注意：下記各マークの「外枠罫線」もマークのデザインの一部である。



英語



簡体字



繁体字



タイ語



韓国語



フランス語



イタリア語



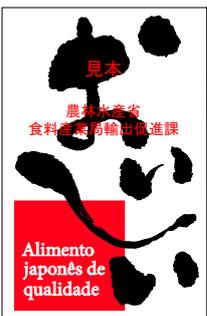
ドイツ語



スペイン語



オランダ語



ポルトガル語



ロシア語



ギリシャ語



ペルシャ語



ヒンディー語



アラビア語



ヘブル語



スワヒリ語

(様式 1)

農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用許諾申請書

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長 殿

申請者[使用予定者](所在地) 〒
(名称)
(代表者名)

農林水産物・食品輸出促進ロゴマークの使用にあたり、「農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用許諾要領」(平成 19 年6月1日 19 国際第 251 号)に同意の上、下記のとおり使用許諾を申請します。

記

1. 使用目的

{ }

2. 使用品目名

{ }

3. マークを使用する輸出先国又は配布先国及びアイテムの数量

輸出先国又は配布先国:()

アイテム	使用数	アイテム	使用数
商品		ポスター	
チラシ		パンフレット	
名刺			

輸出先国又は配布先国:()

アイテム	使用数	アイテム	使用数
商品		ポスター	
チラシ		パンフレット	
名刺			

※ロゴマークのサイズの縦横比率は、縦:横=11:7

※上記以外のものに使用する場合、使用するアイテムと使用数を記載。

※複数国に輸出又は配布する場合、主な輸出先国ごとに記載。表が足りない場合は適宜追加。

4. 貴社業態:(該当箇所にチェックする)

商社 メーカー 生産者 その他()

5. 問合せ先

- (1) 部署名:
- (2) ご担当者名:
- (3) TEL:
- (4) E-mail:

※記入上の留意事項

- 1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。

2. 名刺にマークの印刷を行う場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。
(添付書類)
マークの使用イメージがわかる資料を添付することとする。なお、マーク本体に重ならない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用する場合には、書き込む文字を、マークの使用イメージがわかる資料に予め記載することとする。

(様式2)

農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用許諾証

令和 年 月 日

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 殿

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長

令和 年 月 日付けで農林水産物・食品輸出促進ロゴマークの使用許諾申請のあったことについて、本通知により、令和〇年〇月〇日^{※1}から申請した数量の使用が終了した日又は令和●年●月●日^{※2}までのいずれか短い期間の使用を許諾する。

なお、農林水産物・食品輸出促進ロゴマークの使用にあたっては、「農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用許諾要領」(平成19年6月1日19国際第251号)を必ず遵守することとする。

施行注意：

※1には許諾の日を記載すること。

※2には許諾の日から5年後の日付を記載すること。

(様式 3)

農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用実績報告書

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長 殿

(所在地)〒
(名称)
(代表者名)

農林水産物・食品輸出促進ロゴマークの使用について、「農林水産物・食品輸出促進ロゴマーク使用許諾要領」(平成 19 年6月1日 19 国際第 251 号)に基づき、下記のとおり使用実績を報告します。

記

1. マークを使用した輸出先国又は配布先国及びアイテムの数量

輸出先国又は配布先国:()

アイテム	使用数	アイテム	使用数
商品		ポスター	
チラシ		パンフレット	
名刺			

輸出先国又は配布先国:()

アイテム	使用数	アイテム	使用数
商品		ポスター	
チラシ		パンフレット	
名刺			

※ロゴマークのサイズの縦横比率は、縦:横=11:7

※上記以外のものに使用した場合、使用したアイテムと使用数を記載。

※複数国に輸出又は配布した場合、主な輸出先国ごとに使用実績を報告。表が足りない場合は適宜追加。

2. 問合せ先

- (1) 部署名:
- (2) ご担当者名:
- (3) TEL:
- (4) E-mail:

※記入上の留意事項

上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。

(添付書類)

マークの使用イメージがわかる資料を添付することとする。